

川口市立高等学校在り方審議会答申

市立高等学校の今後の在り方について



平成23年1月

川口市立高等学校在り方審議会

目 次

はじめに	1
1 市立高等学校の現状と課題	
(1) 現状	2
(2) 課題	5
2 市立高等学校の目指すべき学校像	
(1) 文武両道に優れ、徳力を備えた地域社会の リーダーとなる人材の育成	7
(2) 科学技術創造立国である我が国をリードする人材の育成	7
(3) 多様な生徒の興味・関心や進路希望に対応し、 特に進路保証ができる教育の推進	9
3 市立高等学校の再編・統合の必要性	
(1) 全日制について	10
(2) 定時制について	11
(3) 中高一貫教育について	12
4 教育諸条件の整備	
(1) 新たな高校について	13
(2) 市立3校について	14
おわりに	15
資料1「諮問書」	16
資料2「川口市立高等学校在り方審議会委員名簿」	17
資料3「審議経過」	18
資料4「川口市立高等学校在り方審議会条例」	19
資料5「埼玉県及び川口市における高等学校 入学年齢に該当する人口の推移」	21
資料6「市立高等学校の今後の 在り方について」のイメージ図	22
資料7「川口市立高等学校全日制的 目指すべき学校像」のイメージ図	23
資料8「答申に反映されなかった 少数意見等の要旨」	24

はじめに

変化の激しい現代社会を自らの力でたくましく、そして、かしこく生き抜くためには、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」から成る「生きる力」をしっかりと身につける必要がある。とりわけ「知識基盤社会^{*1}」においては、「生きる力」を基礎とした、課題を見いだし解決する力、新しい知識、情報、技術を生み出していく力がなくては、グローバル化や知識・技術のたゆまない発展、パラダイムシフトに翻弄され、大海に浮かぶ小舟のような人生を送らねばならなくなる。

子どもたちにこれらの能力を育むには「教育は人なり」と言われるとおり、教育を掌る教師の資質や能力によるところが大きいことに異論はないであろう。

一方、子どもたちを取り巻く環境を整えることにより、子どもの能力や資質が一層伸長することも事実である。

ところで、本市の川口総合高等学校・川口高等学校・県陽高等学校の市立高等学校3校（以下、「市立3校」という）は、それぞれ輝かしい伝統と歴史を持つと同時に多くの優秀な人材を輩出し、本市発展の一翼を担ってきた。今日まで市立3校を支えてくれた多くの先達にこの場を借りて感謝を申し上げたい。

しかしながら、市立3校を取り巻く環境や社会情勢が大きく変化していることも事実である。そこで、市立高等学校の今後の在り方について調査研究するため、平成20年5月、教育局内に川口市立高等学校在り方研究会が設置され、市立高等学校の現状と課題や市立高等学校の今後の在り方がまとめられた。

同研究会のまとめを踏まえて、本審議会が平成21年11月に発足し、市教育委員会から、川口市立高等学校の目指すべき学校像や再編・統合の必要性等に関する諮問を受けた。ここに、様々な意見や考え、立場を持つ委員が議論を重ね、総合的・多角的に審議し、答申しようとするところである（【参考：資料1～4】）。

本審議会では、市立高等学校で学ぶ生徒たちが思う存分勉強や部活動などに取組めるように、目指すべき学校像及び再編・統合の必要性の審議を行うとともに、市立3校を取り巻く教育諸条件の整備を図りたいと考える。

学校を取り巻く教育環境の整備により、教師が生徒と向き合う時間が確保され、どの生徒にもきめ細かな指導をするための必要条件が整うはずである。教師が生徒と真正面から向き合う時間と空間を確保することは、教師の資質や能力の向上にもつながると考えるところである。

今後は、市教育委員会が、本審議会答申の趣旨を踏まえながら、適時にして適切に再編整備計画を立案し、信頼される学校づくりに取り組まれることを大いに期待するところである。

ここに、平成22年12月24日に開催された第9回審議会までの審議を踏まえて、「答申」をまとめ、市教育委員会へ提出するものである。

^{*1} 平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において用いられた言葉。知識基盤社会の特質として、①知識には国境がなく、グローバル化が一層進む、②知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間無く生まれる、③知識の進展は旧来のパラダイム（社会の規範や価値観）の転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要となる、④性別や年齢を問わず参画することが促進される、の4点を挙げている。

1 市立高等学校の現状と課題

これまで、市立3校とも生徒・学校の実態や保護者・地域の期待などを踏まえ、学科転換や教育課程の編成等を工夫したり、熱心な授業研究や部活動指導などの取組をしたりしながら、生徒の知・徳・体の陶冶を図り優秀な人材を輩出してきた。

一方、将来的には高等学校入学年齢人口の一層の減少が見込まれるとともに、狭小な校地や老朽化した施設・設備などのハードウェア的な問題とそれらを取り巻く経済不況や財政上の課題などが相まって、各学校の努力だけでは解決できない課題が立ちはだかっていることも事実である。

(1) 現状

① 川口市立川口総合高等学校

昭和4年、埼玉県川口実科高等女学校として、良妻賢母を目指すとともに、有為な社会人の育成を目的に創立された。その後、昭和9年、埼玉県川口市立高等女学校と改称。昭和23年学制の改正に伴い、新制高等学校に移行し、埼玉県川口女子高等学校と改称した。普通科・商業科・被服科（のち家庭科・家政科と改称）の3科を置く。さらに、昭和40年川口市立川口女子高等学校と改称。この間、普通科の志望者増加に伴い、普通科を中心に学級増を断続的に行い、昭和63年には、第一学年生徒定員を、普通科384名、商業科94名、家政科94名の12学級まで拡大した。

その後、生徒急減期を迎え、暫時、学級減を行い、平成9年、普通科と職業学科を統合する8学級規模の総合学科^{*2}へと学科改編を行った。また、これを契機に男女共学に移行するとともに、名称も川口市立川口総合高等学校と改称し、現在に至っている。

総合学科に学科転換して14年目。単位制^{*3}・選択制を活用し、生徒の興味・関心や進路希望に応じる一方、総合学科では原則履修科目である「産業社会と人間^{*4}」を1年次に義務付け、将来の望ましい職業観を育成するため、キャリアガイダンス^{*5}を実施している。

教科・科目を系統的・体系的に学習するため、前身の川口女子高等学校の伝統や地域の特色を生かして、人文・理数・芸術映像・情報ビジネス・生活福祉の5

*2 総合学科とは、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科（高等学校設置基準）であり、単位制を原則とし、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるように（高等学校学習指導要領）している。普通科、専門学科に続く第3の学科とも言われている。

*3 単位制は、学年による教育課程の区分を設けない（学校教育法施行規則）ものであり、修得した単位の累積加算により卒業を認定する。学年制とは、学年ごとに教育課程を定め、修了を認定する（学校教育法施行規則）ものである。

*4 「産業社会と人間」は、社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観を育成し、我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察をさせるとともに、自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成（高等学校学習指導要領）をさせるものである。総合学科においては必修であり、入学年次に原則として履修させ、標準単位数は2～4単位である。

*5 キャリアガイダンスとは、職業指導のことである。職業指導とは、職業に就こうとする者に対し、実習、講習、指示、助言、情報の提供その他の方法により、その者の能力に適合する職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を増大させるために行う指導（職業安定法）を指している。

系列*⁶を設け、教育課程*⁷を編成している。開設科目数としては、105 科目(選択科目 91 科目、「総合的な学習の時間」を除く。)と多岐にわたり、将来の職業や興味・関心に応じた科目選択ができるよう配置している。

少人数でのきめ細かな指導を目指し、少人数学級編制を実施。1 年次では、本来 7 学級のところを 9 学級で編制している。そのため、1 年次では、1 クラスの生徒人数 31～32 人、2、3 年次は総合学科ならではの選択システムから、1 講座当たり平均 23 人の少人数で展開し、生徒一人一人の学習進度を把握しながら授業を進めている。

進路指導では、4 年制大学への進学指導に力を注ぎ、平成 19 年度からは特進クラスを設置し、一般入試に合格できる学力の育成に努めている。

大学・短期大学への進学率は 52.4% (平成 21 年度実績) で、4 年制大学への進学者は、平成 19 年度 71 人、平成 20 年度 80 人、平成 21 年度 100 人と着実に成果を上げている。

② 川口市立川口高等学校

県立高等学校が県下に 5 校増設された昭和 31 年、高等学校進学希望者の増加への対応から、また、地域産業の担い手の育成を目的に、埼玉県川口商業高等学校(男子定員 100 名)として、現在の県陽高等学校の地に創設された。翌年、男女共学となり、定員 200 名に学級増を行い、さらに、県内の高等学校進学者数が初めて 3 万人を超えた昭和 37 年には、生徒定員を 300 名とするなど、入学定員についても、高等学校進学率の高まりに対応してきた。

その後、昭和 40 年、普通科(定員 100 名)の新設を契機に、川口市立川口高等学校と改称した。昭和 47 年、朝日町に移転し、翌年生徒定員を普通科 4 学級、商業科 4 学級とし、その後、普通科志向の高まりから、普通科の学級増、商業科の学級減を行った。

平成 6 年、国際化への対応から、商業科を国際ビジネス科に学科転換し、普通科 6 学級、国際ビジネス科 2 学級の 8 学級として現在にいたっている。

普通科は、教育課程上、3 年次より理系・文系に分かれ、生徒の興味・関心の伸長を図るとともに、大学入試にも対応できるよう構成されている。

本来は、普通科 6 学級(1 学級 40 人)、国際ビジネス科 2 学級(1 学級 40 人)の 8 学級編制であるが、少人数学級編制を行い、普通科 7 学級(1 学級 34～35 人)、国際ビジネス科 3 学級(1 学級 26～27 人)ときめ細やかな指導を展開している。

平成 19 年度から、普通科は、月 2 回土曜授業を実施し、授業時数を確保することにより、確かな学力の定着に努めるとともに、生徒個々の進路希望の実現に向け、支援体制を強めている。

* 6 系列とは、生徒が選択履修するに当たっての指針となるよう、体系的や専門性等において相互に関連する各教科・科目によって構成される科目群(高等学校学習指導要領)のことである。総合学科では複数の系列を設けている。

* 7 教育課程は、学校教育法施行規則で定める各教科に属する科目、特別活動及び「総合的な学習の時間」によって編成されている(学校教育法施行規則)。わかりやすく言えば、その学校の生徒に共通する時間割のことである。どのような教科・科目が 1 週間に何時間あるかを示している。

平成 20 年度から、特別進学クラス 1 学級を設け、放課後、1 年次では、英語・国語・数学の補講をクラス単位で、また、2 年次では、進路希望に応じた補講を選択形式で実施し、早期のうちから大学入試への動機づけを行うとともに、基礎学力の定着に向け指導している。

大学・短期大学への進学率は 70.2%（平成 21 年度実績）で、4 年制大学への進学者も平成 19 年度 157 人、平成 20 年度 186 人、平成 21 年度 197 人と大きく数字を伸ばし、着実に取り組みの成果を上げている。

③ 川口市立県陽高等学校（全日制）

高等学校進学率が 90%を超えた昭和 48 年、市立川口高等学校（旧川口商業高等学校）の朝日町移転に伴い、その跡地に 4 学級の全日制的課程を設置し、高等学校進学希望の高まりに対応した。

現在も全日制的課程は 4 学級規模の学校として、小規模校ならではの教育活動を展開している。

教育課程は、3 年になって、3 科目 8 単位を選択履修^{*8}させ、生徒個々の将来の進路に対応している。

市民社会の良き担い手である「地域社会に貢献できる人財（人材）」の育成を目指した「県陽高等学校構想」により、3 年間の系統的・体系的進路指導を通じて、大学進学率の向上、進路未決定者ゼロを目指している。

学力向上対策クラス（特進クラス）1 学級を設け、国語・数学・英語で少人数習熟度別授業を実施し、生徒の理解度や到達度に合わせて授業を行っている。また、予備校の授業（サテライン）を導入したり、小規模校ならではの利点を生かしたきめ細かな個別指導を行ったりするなど、確かな学力の育成に努めている。

大学・短期大学への進学率は 62.5%（平成 21 年度実績）で、4 年制大学への進学者も平成 19 年度 61 人、平成 20 年度 74 人、平成 21 年度 66 人と卒業生の約半分に達している。

④ 川口市立県陽高等学校（定時制）

昭和 17 年、地域産業の担い手として、働きながら学ぶ青少年の育成を目的に、埼玉県川口実科工業学校（定時制の課程）として設置された。その後、昭和 40 年川口市立県陽高等学校に改称し、現在に至っている。夜間定時制の課程として、普通科 2 学級、商業科 1 学級の 3 学級規模を有し、働きながら学ぶ青少年の受け入れに貢献してきた。

川口市立中学校から定時制へ進学する生徒の約 50%が県陽高等学校に進学している。しかしながら、昨今は、産業・就業構造などの変化に伴って、勤労青少年の入学者が減少する一方、不登校経験のある生徒等が入学するなど夜間定時制の課程の役割にも変化が生じている。

^{*8} 履修とは、教科・科目及び「総合的な学習の時間」の目標に到達すべく授業に参加し、授業を受けることである。

(2) 課題

以下に示す理由から、今後も3校維持を続けた場合、各校に十分な教育体制を構築できなくなることが予想される。

① 高等学校入学年齢人口の減少

「国立社会保障・人口問題研究所」の「人口統計資料集」によれば、今後、県内の高等学校入学年齢人口の減少は漸次進むことが予想されている。また、本市においても、平成32年以降、高等学校入学年齢の人口が減少し、平成47年には現在の3/4程度までになることが予想されている。

このような中、本市の人口や面積規模で3校体制を維持する必然性があるか検証する必要がある。 【参考：資料5】

② 校地の狭小さ

市立高等学校の校地（敷地面積）について、市立3校の平均は30,675㎡であり、市内の県立高等学校5校の平均41,092㎡に比して、狭小さが顕著である。

運動場については、市立3校の平均は12,636㎡であり、市内の県立高等学校5校の平均23,982㎡と比べると、約半分である。学校行事や部活動を実施・運営するに当たり、活動が制限されたりするなど、活力ある教育活動を展開するには課題がある。

豊かな心の育成や社会性の育成を進める上で、学校行事などの特別活動や部活動の果たす役割は、益々重要になると考えられることから、目的に相応した教育活動の展開できる運動場を確保する必要がある。

③ 施設・設備の老朽化

市立3校の施設の建築年数は、以下のとおりとなっている。

・川口総合高等学校

普通教室棟（築51年）、特別教室棟（築50年）、
管理棟（築41年）、体育館（築28年）、食堂・合宿所（築23年）

・川口高等学校

管理棟（築37年）、普通教室棟（築37年）、特別教室棟（築37年）、
体育館（築35年）、食堂・合宿所（築25年）、

・県陽高等学校

定時制普通教室棟（築53年）、管理棟（築50年）、体育館（築31年）、
全日制普通教室棟（築46年）、特別教室棟（築43年）、
食堂・合宿所（築22年）

市立3校の在り方を検討する際、校舎の建設工事費は1校当たり約60億円であり、耐震補強工事費についても約6.6億円とされていることを鑑みなければならない。その他、市立3校の運営経費として、年間、約20億円かかることも考慮する必要がある。

今後、生徒の興味・関心を一層高め、科目選択の拡大など、多様で柔軟な教育課程を編成するためには、施設・設備の拡充に努める必要がある。

④ 市立高等学校の適正数

市立の全日制高等学校に係る経費は、義務教育と異なり、設置者である市の負担^{*9}である。全国的に見ても、政令指定都市^{*10}を除いて、市立高等学校（定時制独立校及び全日制の小規模校を除く）を3校以上有している市は、尼崎市、姫路市、鹿児島市、本市の4市だけであり、本市のみが特例市^{*11}、他はすべて中核市^{*12}である。

姫路市と鹿児島市は、人口規模は本市程度であるが、面積が10倍程度である。尼崎市は、本市と比して、人口、面積ともに若干小規模であるが、現在、市立高等学校の再編整備が進行中である。

一方、政令指定都市を除く人口50万人以上の市が市立高等学校を有しているかどうかであるが、熊本市が2校、船橋市と東大阪市が1校を有している。本市と比して、人口はほぼ同規模であるものの面積が8倍程度ある松山市と宇都宮市は市立高等学校を有していない。

以上のことを踏まえ、本市としての適正な財政的負担の観点からも、今後の市立高等学校の在り方を考える時期に来ていることがわかる。

【市立高等学校を3校以上有している市】

市 名	校数	面 積	人 口	備 考
川口市	3	55.75 k m ²	516,984 人	特例市
尼崎市	3	49.81 k m ²	472,455 人	中核市、再編整備中
姫路市	3	534.44 k m ²	544,721 人	中核市
鹿児島市	3	547.06 k m ²	607,166 人	中核市

* 表のうち、「面積」は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(H21.10.1)、「人口」は住民基本台帳人口 (H22.9.1 現在、外国人登録含む)、「市名」並びに「校数」は全国都市立高等学校長会「会員名簿」(H21年度版)から引用した。(以下の表も同じ)

【人口50万人以上の市の市立高等学校保有状況】

市 名	校数	面 積	人 口	備 考
熊本市	2	286.84 k m ²	729,306 人	中核市
船橋市	1	85.64 k m ²	608,967 人	中核市
東大阪市	1	61.81 k m ²	505,228 人	中核市
松山市	0	429.04 k m ²	518,440 人	中核市
宇都宮市	0	416.84 k m ²	514,559 人	中核市

【参考：資料6下段】

*9 設置者である市の負担とは、市立学校は設置者である市が学校の維持のための費用を負担するという意味である。しかし、これにはいくつかの例外がある。まず、市町村立小中学校の職員の給与は、市町村立学校職員給与負担法の県費負担教職員制度により、県費負担となっている。さらに、この県費負担の1/3は、義務教育費国庫負担法の義務教育費国庫負担制度により、国庫負担となっている。また、市立高等学校の定時制の職員についても、県費負担となっている。

*10 政令指定都市とは、地方自治法の規定により、政令で指定された人口50万人以上の市。区を設けられるなど、普通の市と異なる取り扱いが認められる。現在、大阪・名古屋・京都・横浜・神戸・北九州・札幌・川崎・福岡・広島・仙台・千葉・さいたま・静岡・堺・新潟・浜松・岡山・相模原市の19市。

*11 特例市とは、政令で指定する人口20万人以上の都市。環境行政や都市計画に関する事務など、中核市に委譲される事務のうち、都道府県が一体的に処理することが効率的なものなどを除いて、独自に行うことができる。

*12 中核市とは、政令で指定する、人口30万人以上の都市。福祉行政・保健衛生行政に関する事務、都市計画に関する事務などを独自に行うことができる。

2 市立高等学校の目指すべき学校像

【参考：資料6 中段】

全日制については、我が市の将来を背負って立つ地域社会のリーダーを育成するため、文武両道の教育方針の下、知・徳・体の調和のとれた人材を育成する。さらに、将来、科学技術創造立国である我が国をリードしていけるように、特に自然科学の分野に優れた能力を発揮できる生徒の育成を推進する。

定時制については、多様な生徒の興味・関心や進路希望に対応し、特に進路保証ができる教育を推進する。

(1) 文武両道に優れ、徳力を備えた地域社会のリーダーとなる人材の育成

市立3校は輝かしい伝統と歴史の下、文武両道を貫き、多くの優秀な人材を輩出してきた。今後も、「学力」だけに偏ることなく、全人格的な陶冶が図られるよう教育を推進していくべきである。そして、知・徳・体を兼ね備えた人間を育成し、将来の本市をリードしていけるような真のリーダーづくりを進めていくべきである。

地域社会のリーダーとなる人材を育成するためには、「知」については、幅広い一般教養を身につけることが必要である。多様で多くの知識を吸収することにより、思考力や想像力、判断力の基礎が培われ、身に付けた知識を実社会においてどのように有効に活用しようかを考えることができるようになるのである。学校で学んだ知識が、環境・エネルギー、情報通信、国際問題などの実社会に存在する様々な問題とどのように結びつくのか指導したい。「徳」については、己を修め、人を治める将来のリーダーとして必要な思いやりや道理、礼儀、誠実などを身に付けた生徒を育てる必要がある。そのためには、あらゆる教育活動において、偉人の生き方に触れさせたり、トップリーダーの講演会を聴かせたり、我が国の伝統や文化を学ばせたりするなど、生徒に将来のリーダーとして必要な素養や品格を養成したい。また、生徒が主体的に運営する生徒会活動を展開させるなど、自主・自律の精神の確立により、生徒の自治能力を高めていく。「体」については、部活動を充実させることにより、様々な困難を乗り越えて行ける健康な身体を育成するとともに、授業だけでは学ぶことのできない専門分野の学習をさせたり、集団生活の中から得られる協調性やリーダーシップ、忍耐力などを身につけさせたりしたい。

(2) 科学技術創造立国である我が国をリードする人材の育成【参考：資料7 外側】

将来、科学技術創造立国である我が国をリードしていけるように、自然科学の分野に優れた能力を発揮できる生徒の育成を推進する。

国土が狭く、資源も乏しい我が国においては、人づくりが国づくりにつながるところであり、有能な人材の育成は国家の喫緊の課題である。平成7年11月に施行された「科学技術基本法」の提案理由説明においても、「天然資源に乏しく、人口の急速な高齢化を迎えようとしている我が国が、経済の自由化・国際化に伴う経済競争の激化とあいまって直面することが懸念されている、産業の空洞化、社会の活力の喪失、生活水準の低下といった事態を回避し、明るい未来を切り拓

いていくためには、独創的、先端的な科学技術を開発し、これによって新産業を創出することが不可欠であります。」とある。科学技術やものづくりは、産業、経済、教育、社会などの諸活動・制度の基盤であり、科学技術創造立国を目指すには自然科学分野に能力を発揮できる人材育成が求められているのである。

国においては、科学技術基本法をもとに、平成 18 年からの 5 ヶ年計画で、第 3 期科学技術基本計画が策定されている。埼玉県においても、平成 21 年 2 月に策定された埼玉県教育振興基本計画において、科学技術教育の推進が謳われ、科学技術振興の諸施策が実施されている。

そのような中、国際的な調査である「P I S A^{*13} (OECD 生徒の学習到達度調査)」や「T I M S S^{*14} (国際数学・理科教育動向調査)」、国内の調査である「全国学力・学習状況調査^{*15}」においては、我が国の子どもが数学や理科について憂慮される状況にあることが明らかにされている。例えば、P I S A 2006 では、「科学への興味・関心や科学の楽しさを感じている生徒の割合が低く、観察・実験などを重視した理科の授業を受けていると認識している生徒の割合が低い」という評価がある。これらの調査を受けて、高等学校においては平成 25 年度から実施される新しい学習指導要領で「理数教育の充実」が謳われているところである。

そこで、幅広い一般教養を身につけさせていく中で、特に自然科学^{*16} の分野に優れた人材を育成したい。これは、本市に鋳物産業に代表される「ものづくり」の基盤があることにもつながるところである。自然科学分野の学習においては、大学や科学館、産業界等と連携することにより、生徒たちは、最先端の技術や研究者の飽くなき探究心に触れることになる。「ホンモノ」に触れることによる「驚き」や「感動」が生徒の学習意欲に火を点けることになる。教員も生徒と共に学ぶとともに、指導方法の工夫も行われることになる。

また、自然科学の分野を体系的に学ぶ際には、当然、読解力など国語の能力が必要であり、観察・実験・レポートの作成や論述、討論などにおいては思考力や判断力、表現力等の能力が求められる。さらに、科学技術には国境はなく、よりグローバルな学びや研究には英語等の外国語の能力が欠かせない。したがって、カリキュラム上、言語活動の充実が図られるようにすべきである。

*13 P I S Aとは、経済協力開発機構 (OECD) が 15 歳児を対象に行う学習到達度調査のこと。科学的リテラシー、数学的リテラシー、読解力について調査しており、知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価している。57 カ国が調査対象となっており、小学校は 36 カ国、中学校は 48 カ国が参加している。P I S A 2006 とは、2006 年の P I S A 調査のこと。結果は、国際順位の低下があり、科学的リテラシーは 2000 年と 2003 年の 2 位から 6 位へ、数学的リテラシーは 2000 年の 1 位から 2003 年は 6 位へ、そして 2006 年は 10 位へと下落している。科学への興味・関心・楽しさが低いという傾向が出ている。また、観察・実験を中心とした授業を受けている認識が低いという結果も出ている。

*14 T I M S Sとは、国際教育到達度評価学会 (I E A) が小学 4 年、中学 2 年を対象に行う国際数学・理科教育動向調査のこと。児童生徒の算数・数学・理科の到達度を国際的な尺度によって測定し、児童生徒の学習環境等との関係を明らかにするものである。2007 年の調査では、我が国の中学 2 年生の数学・理科に対する意識は、国際的にみて依然低い結果が出ている。また、学校外の時間の過ごし方は、依然として宿題をする時間が短く、テレビやビデオを見る時間が長く、家の手伝いをする時間が短くなっている。教科別の結果は前回調査である 2003 年調査と比較して、平均点は上がっており、国際的にも上位を維持している。

*15 全国学力・学習状況調査とは、国が全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る目的として平成 19 年度より行われている。小学校等は第 6 学年児童、中学校等は第 3 学年の児童生徒を対象にしている。

*16 自然科学とは、自然界の現象を研究する学問の総称。実験・観察・数理に支えられて、対象の記述・説明、さらには事実間の一般法則を見いだし実証しようとする経験科学。ふつう天文学・物理学・化学・地学・生物学などに分ける。

(3) 多様な生徒の興味・関心や進路希望に対応し、特に進路保証ができる教育の推進

かつて、定時制高等学校は、働きながら学ぶ勤労青少年に対して後期中等教育の機会を提供するものであった。したがって、終業後の夜間に4時限の授業を行い、4年間で卒業する形態がほとんどであった。ところが、近年、定時制高等学校は勤労青少年の生徒の比率が大幅に減少し、一方で、不登校経験者や他校中途退学経験者、外国籍の生徒など、指導上、一定の配慮を要する生徒の割合が増加してきている。今日、定時制高等学校の役割は大きく変化し、多様化する生徒に対して、学習指導、生徒指導、進路指導などの適切な対応が求められている。

考えられる対応としては、あいさつの励行や時間厳守・礼法・整容指導等をしっかり行うとともに、生徒一人一人の個性に対応した指導ができるように教育相談体制を充実し、社会的有用感や自己肯定感を涵養するなどのきめ細かな生徒指導が挙げられる。また、入学時より、適切な進路情報の提供やインターンシップ（就業体験）を導入するなど、自らの在り方や生き方について考え、望ましい勤労観や職業観を身につけさせるキャリア教育^{*17}を推進する必要がある。勤労青少年や不登校・中途退学経験者、学ぶ意欲と熱意が高い生徒など多様な生徒の能力・適性、興味・関心や進路希望等に応えていくため、多様な選択教科・科目の配置や柔軟な教育課程を編成したり、履修形態の多様化を進めたりすることも必要である。さらに、基礎・基本の習得を重視し、生徒に学ぶ喜びや達成感を味わわせるような授業を展開する。

これらの対応によって、多様な生徒の興味・関心や進路希望に応え、特に進路保証ができる教育を推進する。激しい社会の変化に対応できるように、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身に付けた生徒を育成する。

^{*17} キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育である。（中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」第2次審議経過報告）

3 市立高等学校の再編・統合の必要性

【参考：資料6 上段】

川口市立高等学校で学ぶ生徒が思う存分勉強に励んだり、部活動に取り組んだりできるようにするには、選択と集中の理念の下、指導方法や施設設備などの教育資源の集中化を図るとともに、教育の不易と流行を見極めながら、それら資源の選択を進めていく必要がある。

具体的には、現状の市立3校を1校に再編・統合する。生徒が最新の設備や快適な校舎、広いグラウンドにおいて心ゆくまで学びを謳歌したり、「市立3校を1校に再編・統合」する学校（以下、「新たな高校」という）が中核的拠点校として本市全体の学力向上の旗振り役を務めたりするなど、規模のメリットを享受できるような体制を構築していく。

法令上、市立高等学校の設置廃止等は都道府県教育委員会の認可が必要とされている（学校教育法第4条）。また、入学者選抜においても、学力検査の方法や選抜方法、入学定員等については、埼玉県教育委員会が決定している。ついでに、市立高等学校の再編・統合は、設置者である本市のみの判断で決定できるものではなく、今後、本市教育委員会と埼玉県教育委員会の協議が必要ではあるが、本審議会の答申としては現状の市立3校を1校に統合するものとする。理由は以下のとおりである。

（1）全日制について

① 規模のメリットの享受

市立3校は校地や運動場が狭小であり、今後、各学校において拡大していくことは物理的・財政的に困難な状況がある。多様な教育課程を編成・実施したり、余裕を持って学校行事や部活動などの特別活動を推進したりするには、再編・統合により「規模のメリット」を享受すべきである。

② 教育資源の集中化

長引く経済不況による税収減や少子高齢化による社会保障費等の歳出増により、本市においても財政は厳しい状況にある。現状の市立3校を維持し続けるには、各校における支出を大幅に削減しなければならない。そのような状況は、教育活動への支障が生じる原因となる。また、本市においても今後、高等学校入学年齢人口が漸次減少していくことが予想されている。そこで、再編・統合により、指導方法や施設設備等の教育資源を集中し、費用対効果の高い学校づくりを推進する。

③ 学力向上の中核的拠点校化

【参考：資料7 内側】

現在においても市立3校は地域の中学生在が「入学したい学校」として人気が高い。今後、再編・統合をきっかけに、「入学したい学校」としての位置付けをさらに向上させる。そして、新たな高校を地域の中核的拠点校として、市内の小中

学校との交流を図り、本市の学力向上の推進役としての地位を築きたい。

具体的には、新たな高校が大学や科学館・産業界等との連携を推進することにより、効果的な指導方法の構築や共同研究を推進する。そして、この研究や指導方法を市内の小中学校へ伝え、本市全体の学力向上へとつなげていくのである。つまり、新たな高校が本市の教育充実の中核的拠点校となり、小中学校全体へネットワークを張るのである。市教育委員会は、新たな高校を中核的拠点校とした市全体の教育充実の制度作りをするとともに、教育の質的向上を図るため、高等学校教員の先進校への研修派遣や小中学校への理科支援員・アシスタントティーチャーの人的配置、高等学校と小中学校の教員人事交流などを行う。

(2) 定時制について

新たな高校には、定時制を併置したい。

① 入学需要への対応

市内から定時制へ進学する生徒のうち5割弱が県陽高等学校定時制へ進学している状況を鑑みるに、引き続き設置することが望ましい。また、本市近辺の定時制高等学校のうち、入学定員に余裕がある学校、特に専門学科以外の学科を持つ定時制は大変少ない。新たな高校に定時制を設置しなかった場合、本市の定時制入学希望者の行き場がなくなる可能性がある。

② 多様化する生徒への対応

多様化する生徒へ適切に対応していくことが今日の定時制の責務であることを踏まえ、新たな高校では、きめ細かな生徒指導やキャリア教育の推進、柔軟な教育課程の編成と履修形態の多様化を進める。

柔軟な教育課程の編成と履修形態の多様化について、具体的には、学校外の学修の単位認定^{*18}として、(ア)各種検定試験や技能審査における合格、(イ)大学や専門学校等における講義の受講、(ロ)ボランティア活動、就業体験、スポーツ・文化における顕著な活動などを単位認定したり、高等学校卒業程度認定試験^{*19}における単位修得^{*20}を単位認定したり、就業を実務代替^{*21}したりする。希望する生徒に対して、現在の1時間目の前に「0時間目授業」を実施したり、長期休業中に集中授業を開講したりするなどし、3年間でも卒業できるような方策も講じていく。さらに、入学時より組織的体系的なキャリア教育を推進し、明確な目的意識を持って日々の学業生活に取り組む姿勢、激しい社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や望ましい勤労観・職業観を身に付け、

^{*18} 学校外の学修の単位認定とは、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等の多様化の実態を踏まえて、選択の幅を広げる観点から、在学する高等学校以外の場における学修を単位認定する制度である。①大学等における学修、②知識・技能審査、③ボランティア活動等を単位認定(学校教育法施行規則)することにより、高等学校教育の一層の充実を図る。

^{*19} 高等学校卒業程度認定試験とは、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験。高等学校卒業者と同等以上の学力があると認定され、大学等への進学、就職、資格試験等に活用することができる。

^{*20} 修得とは、教科・科目を履修することにより、教科・科目の目標からみて満足できる成果をあげること、あるいは、「総合的な学習の時間」における学習活動を行うことによりそのねらいからみて満足できる成果をあげることである。

^{*21} 実務代替とは、定時制または通信制の課程に在籍している生徒が職業に従事している場合、その職業における実務等がその教科科目を履修したことと同様の成果があると認められると、単位認定されるものである。(高等学校学習指導要領、埼玉県教育課程編成要領)

社会人・職業人として自立できるような教育を展開する。

(3) 中高一貫教育について

中高一貫教育^{*22}校は、中・高等学校の6年間を接続することにより、ゆとりある学校生活、継続性のある教育指導、個性・才能の伸長、豊かな人間性の育成を目指すものである。本県においても、県立高等学校では伊奈学園総合高等学校に中学校が併設されたり、小鹿野高等学校において中学校と連携型^{*23}の中高一貫教育が実施されたりしている。また、さいたま市においても、市立浦和高等学校に中学校が併設されている。いずれの学校も児童・生徒や保護者等からの信頼を勝ち得ており、成果を上げている。

そのような状況があり、本審議会においては、中高一貫教育校を設置するかどうかについて審議を行った。その結果は次のとおりである。

公立の中学校（中等教育学校の前期課程）では入学者選抜にあたって学力検査を実施できない（学校教育法施行規則第110条第2項）ことから、高等学校に対する評価によって中学校の受験者の能力や適性が異なってくることが予想される。したがって、高等学校としての一定の成果を上げてから、中学校（中等教育学校の前期課程）の設置について検討すべきとの結論に至った。

*22 中高一貫教育の利点として、①高等学校入学者選抜の影響を受けずに「ゆとり」のある安定的な学校生活を送れること、②6年間の計画的・継続的な教育指導が展開でき効果的な一貫した教育が可能、③6年間にわたり生徒を継続的に把握することにより、生徒の個性を伸長したり、優れた才能の発見がよりできること、④中学校1年生から高等学校3年生までの異年齢集団による活動が行えることによって、社会性や豊かな人間性を育成できることが挙げられる。

*23 連携型とは、中高一貫教育校のうち、中学校と高等学校の設置者が教育課程の編成や教員・生徒間交流等で連携を深めるものである。この他、一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う中等教育学校、高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する併設型がある。

新たな高校は、平成 27～32 年度を目途に開校する。

全日制に普通科並びに理数科^{*24}を設置し、単位修得の方式は単位制とする。

また、新たな高校に定時制の総合学科を併置し、単位修得の方式は全日制同様に単位制とする。

川口総合高等学校並びに川口高等学校、県陽高等学校全日制・定時制は、新たな高校の開校年度の前年度まで生徒募集を行う（現時点では、平成 26 年度までは確実に生徒募集を行うことになる）。

市教育委員会は、本答申を受けた後、速やかに新たな高校の開校年度と市立 3 校の開校年度を明示していただきたい。

（1）新たな高校について

① 全日制

市立 3 校の再編・統合は、諸条件を鑑みながら以下のとおりとしたい。

新たな高校については、平成 27～32 年度を目途に開校する。開校当初、全日制については、県教育委員会との協議・調整の上、定員を定め生徒募集を行う。市立 3 校に学年当たり 19 クラスが設置されている現状を踏まえると、ある程度、大規模な募集定員となることが予想される。その後、高等学校入学年齢人口の減少を踏まえながら、将来的には埼玉県高等学校教育振興協議会^{*25}が示す学年当たりの適正規模である 6～8 クラスの編制となるようにしていく。学科は理数科を 2 クラスとし、残りの定員を普通科とする。学科の設置理由は、知・徳・体を備えた地域社会のリーダーとなる人材を育成するためには一般教養を広く学ぶことができる普通科がふさわしく、科学技術創造立国である我が国をリードする人材を育成するためには自然科学系の教科・科目を広く深く学ぶことのできる理数科がふさわしいと考えたからである。6～8 クラスへの移行については、高等学校入学者年齢人口の推移や新たな高校及び周辺の公立高等学校の定員充足率などの諸条件を鑑みながら、県教育委員会と市教育委員会が協議する機会を設けていただきたい。校地については、現段階では関係資料が不足しており、さらに関係部局等との協議も必要であるので、今後の調整に委ねる。

なお、各学年の課程の修了または全課程の修了認定^{*26}は、多様な学習を可能にするとともに、弾力的な進級認定などを行うことができる単位制としたい。

新たな高校の設立にあたり、市立高等学校と本県の公立高等学校の間の人事異動

^{*24} 理数科の目標は、事象を探究する過程を通して、科学及び数学における基本的な概念、原理・法則などについて系統的な理解を深め、科学的、数学的に考察し表現する能力と態度を育て、創造的な能力を高めることである（高等学校学習指導要領）。専門の教科・科目として、理数数学Ⅰ・Ⅱ及び課題研究は原則履修となる。また、理数物理、理数化学、理数生物、理数地学のうち 3 科目以上を履修しなければならない。県立高等学校では、大宮、越谷北、松山、熊谷西の 4 校に設置されている。

^{*25} 高等学校教育に係る主要施策の実施に関する県教育委員会からの諮問について協議し、その答申をする協議会。

^{*26} 各学年の課程の修了または全課程の修了の認定方式のうち「学年制」では、生徒は各学校が学年ごとに定める一定以上の単位数を修得できない場合、原級留置（いわゆる落第）となる。この場合、一度修得した当該学年の単位を留保して、もう一度、1 年間をかけて授業を受け直すことになる。これに対して、「単位制」では、形式的な学年を設けることはできるが、学年ごとの進級の認定を行わずに、一括して卒業認定を行うことになる。

が円滑に行われるようなシステムづくりを進めるとともに、本県の公立高等学校や他県の高等学校のうち、参考となる取組や先進的な取組をしている学校、大学・研究機関等へ教職員を内地留学させるなど、教職員の資質向上に取り組んでいただきたい。また、新たな高校の設立趣旨や目指すべき学校像について共感し、「勤務したい学校」として選択してくれる本県の公立高等学校教職員の異動が叶うように、人事応募制度の実施もお願いしたい。

② 定時制

新たな高校には、市立3校のうち県陽高等学校に学年当たり3クラスの定時制が設置されている現状を踏まえ、多様な生徒に対応していくため同規模程度の定時制総合学科を併置する。総合学科の系列には県陽高等学校の商業科を引き継ぐような形で商業系列を設置するとともに生徒の実態等を踏まえながら複数の系列を設置していただきたい。柔軟な教育課程を編成でき、多様な履修形態を採用できるようにするため、全日制同様に単位制としたい。

(2) 市立3校について

市立3校は新たな高校の開校年度の前年度の入学者選抜まで生徒募集を行う。ただし、生徒募集については、県教育委員会との調整も必要であるので、本答申では閉校年度の明示は避けた。しかしながら、今後、市立3校の閉校年度が明示されないことにより、市立3校の学校経営上の問題が生じることが予想される。そこで、新たな高校の開校年度として示した平成27～32年度の前年度、少なくとも平成26年度までは生徒募集を行うこととしたい。市教育委員会は、本答申後、速やかに、新たな高校の開校年度及び市立3校の閉校年度の明示をしていただきたい。

新たな高校の開校年度に、市立3校に在籍する生徒が、引き続き市立3校の校地で学ぶか、あるいは新たな高校の校地で学ぶかについては、新たな高校の建設の進捗状況や教職員の異動等の諸条件の整備が不透明であるので、本答申では結論を控える。いずれにしても、在校生に不利益が生じないよう配慮をしていただきたい。

また、市立3校の在校生やその保護者、教職員、卒業生等が不安に思ったり、不公平感を抱いたりすることのないように、これら学校関係者の意見を十分伺いながら、必要な情報を適時かつ適切に公開していくとともに、その意見には速やかにかつ誠実に対応していただきたい。

おわりに

本審議会は、市教育委員会から目指すべき学校像、再編・統合の必要性など市立高等学校の在り方について審議するよう依頼を受けてから本日まで、様々な角度から議論を重ね、これまでの審議内容及び結果を「答申」として整理した。

社会の変化が著しい中で、本市、そして日本の将来を担う人材を育成するため、今後の市立高等学校の在り方についてどのような「目指すべき学校像」を描けばよいかを腐心してきた。審議の中で、この「目指すべき学校像」については、委員の総意を得られたものの、充実した教育を提供できるよう適切な学校規模を維持するための「再編・統合の必要性」については完全な総意は得られなかったところである。ついては、「答申」には「少数意見」を付帯したところである（【資料8】）。これは、「はじめに」でも申し上げたように、本審議会が様々な意見や考え、立場を持つ委員から構成されており、自由闊達な審議が行われた証左でもあることを付け加えておく。審議の中では、市立3校を取り巻く諸条件を鑑みると再編・統合せざるを得ないという合理的かつ社会的な意見がある一方で、市立3校が教育実績上、高い評価を得ているとともに、入学者選抜においても高倍率を維持していることから現状を維持すべきではないかという教育的かつ道義的な逡巡もあった。このような相克の中、市立3校を支えてきた先達の功績に思いを馳せれば苦渋の決断ではあったが、「目指すべき学校像」を実現するために前者の結論を得たところである。

さて、ここで「答申」の構成について説明したい。

「答申」は、「1 市立高等学校の現状と課題」、「2 市立高等学校の目指すべき学校像」、「3 市立高等学校の再編・統合の必要性」、「4 教育諸条件の整備」の4節から構成されている。

それぞれの節の冒頭にある四角で囲まれた部分は、本審議会が熟慮と議論を重ね導きだしたものであり、「答申の核」とも言える部分である。市教育委員会には、「答申の核」については、「答申」の提出後、鋭意、実現に向け努力していただくことをお願いしたい。

四角で囲まれた部分以降は、各節の「答申の核」に対する説明や補足である。具体的な時期や方策等を明示している個所もある。「答申」を踏まえた新校基本計画の立案やその実施にあたり、社会情勢等を踏まえながら、本部分は調整される場面もあろうかと思う。その場合は市民に対して誠実な説明をお願いしたい。

結びになるが、市教育委員会が編集・発行した「教育要覧 平成22年度」に「幼小中学校や地域との連携による地域ぐるみの学校づくりを進め、県立・私立高校にはない、川口市独自の特色と魅力のある高校をつくります」とあるとおり、市教育委員会が本答申を踏まえ、「地域に根ざした、魅力ある高校をつくる」ことを大いに期待したい。



諮 問 書

川 教 学 発 第 3 5 4 号
平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日

川口市立高等学校在り方審議会会長 様

川口市教育委員会教育長 神山 則幸

市立高等学校の今後の在り方について（諮問）

21 世紀を迎え、情報化、科学技術の進展、経済構造の変化等に伴い、社会は大きく変化しており、人々の価値観にも変化が生じております。高等学校等進学率も、本年度 98% を超え、学ぶ生徒の興味・関心、能力・適性、進路なども多様化しており、一人ひとりの個性を尊重し、個々の能力の伸長を図るとともに、自ら考え、判断し、行動し得る「生きる力」を育てる教育を推進するなど、教育の在り方についても、これら社会の変化を踏まえた対応が求められています。

こうしたことを背景に、高等学校教育改革が全国的なレベルで進展しており、埼玉県においても、「21 世紀いきいきハイスクール構想」及び「同推進計画」に基づき、県立高等学校教育改革の一環として、新しいタイプの学校や特色ある学校・学科の設置が進められています。

本市の市立高等学校は、地域産業の担い手や有為な人材の育成を目的として創立され、それぞれが輝かしい歴史と伝統を持ち、産業都市である本市発展の一翼を担うとともに、社会のニーズや生徒の進路希望等に対応するため、これまで学科転換や学科の新設、共学化などにより、魅力ある学校づくりに取り組んでまいりました。しかしながら、教育を取り巻く環境が大きく変化する中、全国や県の動向、市内中学校卒業者数の推移、市立高等学校の置かれた状況等を展望するとき、今後を見据えた市立高等学校について、魅力ある市立高等学校づくりに向け、新たな方向性を早急に見定めていくことが求められております。

こうした趣旨から、市立高等学校の今後の在り方として、目指すべき学校像、再編統合の必要性などについて、広く審議いただきたく、貴審議会に諮問いたします。

【資料２】 川口市立高等学校在り方審議会委員名簿

委 員 名	備 考	条例第４条関係
田口 順子	川口市議会議員	知識経験者
板橋 智之	川口市議会議員	知識経験者
関口 京子	川口市議会議員	知識経験者
谷川 恵子	川口市議会議員	知識経験者
木岡 崇	川口市議会議員	知識経験者 平成 22 年 9 月 17 日まで
桜井由美子	川口市議会議員	知識経験者 平成 22 年 9 月 24 日から
○鈴木 茂三	川口商工会議所専務理事	知識経験者
迫 好子	川口市 P T A 連合会幹事長	知識経験者
◎佐藤 泰正	筑波大学名誉教授	学識経験者
○二宮 裕之	埼玉大学教育学部准教授	学識経験者 平成 22 年 10 月 6 日まで
永井 茂	川口市立川口高等学校長	学校教育関係者 平成 22 年 3 月 31 日まで
坂井 順司	川口市立県陽高等学校長	学校教育関係者 平成 22 年 4 月 28 日から
都築 博文	川口市立幸並中学校長	学校教育関係者
角田 伸司	元川口市立県陽高等学校評議員	学校教育関係者
寺本 正和	元川口市立東中学校評議員	学校教育関係者
櫻木 秀憲	公募	市民
千葉 都	公募	市民

◎会長、○副会長

【資料３】 審議経過

回	開催年月日	審議事項等
第１回	平成 21 年 11 月 27 日	・ 委嘱書の交付 ・ 正・副会長の選出 ・ 諮問 ・ 議事 審議会の進め方について 今後の審議会進行計画について 市立高等学校の現状等について
第２回	平成 22 年 1 月 22 日	・ 市立高等学校 3 校の現状視察
第３回	平成 22 年 3 月 29 日	・ 議事 市立高等学校の目指すべき学校像について
第４回	平成 22 年 5 月 21 日	・ 横須賀市立横須賀総合高等学校の現地視察
第５回	平成 22 年 8 月 2 日	・ 議事 市立高等学校の現状と課題について 市立高等学校の目指すべき学校像について 市立高等学校の再編・統合の必要性について
第６回	平成 22 年 8 月 27 日	・ 議事 市立高等学校の目指すべき学校像並びに再編・統合の必要性について
第７回	平成 22 年 9 月 24 日	・ 議事 市立高等学校の現状と課題について 市立高等学校の目指すべき学校像並びに再編・統合の必要性について
第８回	平成 22 年 10 月 22 日	・ 議事 市立高等学校の現状と課題について 市立高等学校の目指すべき学校像について 市立高等学校の再編・統合の必要性について 教育諸条件の整備について
第９回	平成 22 年 12 月 24 日	・ 議事 パブリック・コメントの手續結果の概要について 答申（案）について

【資料4】

川口市立高等学校在り方審議会条例

(設置)

第1条 川口市立高等学校の今後の在り方を検討するため、川口市立高等学校在り方審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、本市が目指すべき学校像の策定、再編統合の必要性その他の川口市立高等学校の今後の在り方に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 学識経験者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 市民

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、審議会が第2条の諮問に対して最終的な答申を行うまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 8 条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、教育局において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 53 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

障害児就学支援委員会	委員長 委員	日額	7, 800 円	を
		日額	7, 200 円	

高等学校在り方審議会	会長 委員	日額	7, 800 円	に
		日額	7, 200 円	
障害児就学支援委員会	委員長 委員	日額	7, 800 円	」
		日額	7, 200 円	

改める。

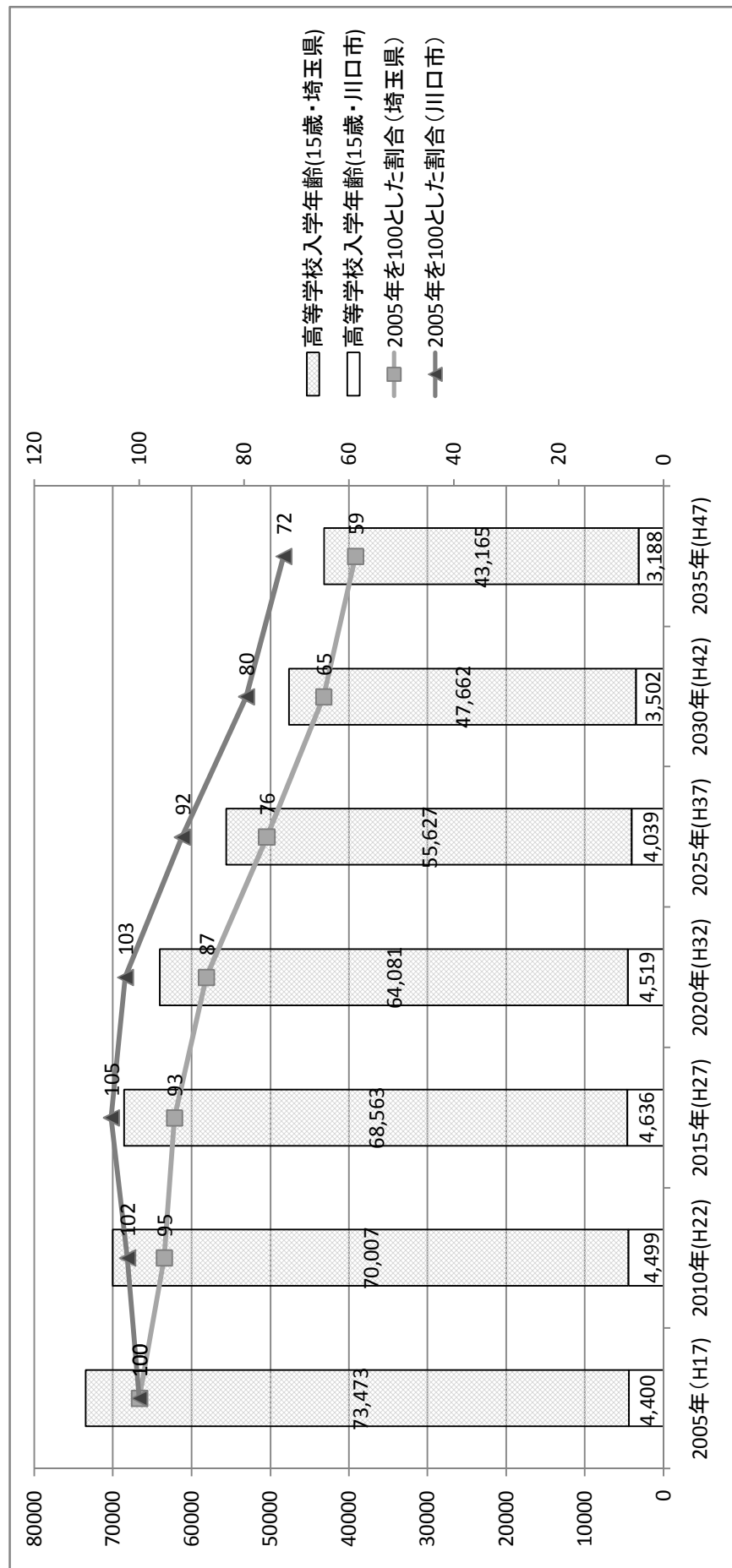
資料5

埼玉県及び川口市における高等学校入学年齢に該当する人口の推移

総数	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)	2035年 (H47)
埼玉県(15～19歳年齢)	367,364	350,037	342,813	320,407	278,137	238,309	215,824
高等学校入学年齢(15歳・埼玉県)	73,473	70,007	68,563	64,081	55,627	47,662	43,165
2005年を100とした割合(埼玉県)	100	95	93	87	76	65	59
川口市(15～19歳年齢)	22,002	22,495	23,180	22,596	20,197	17,511	15,941
高等学校入学年齢(15歳・川口市)	4,400	4,499	4,636	4,519	4,039	3,502	3,188
2005年を100とした割合(川口市)	100	102	105	103	92	80	72

* 「15～19歳年齢」は「国立社会保障・人口問題研究所」の「人口統計資料集」を引用している。

* 「高等学校入学年齢(15歳)」は、「15～19歳年齢」を5で除した数値である。



～川口市立高等学校在り方審議会答申として～

市立高等学校の今後の在り方について

平成23年1月答申

教育諸条件の整備Ⅰ
～新たな高校～教育諸条件の整備Ⅱ
～市立3校～

○平成27～32年度のうちに開校
全日制・・・普通科・理数科 単位制（相当規模）
定時制・・・総合学科 単位制（現行程度規模）

○新たな高校の開校（平成27～32年度）の前年度まで生徒募集
（平成26年度までは確実に生徒募集を行う）

○H17を100とした場合、H37は92、
H42は80、H47は72と漸次減少
*国立社会保障・人口問題研究所データ
から川口市の高校入学者年齢人口を予想

高校入学
年齢人口の減少

市立3校 平均30,675㎡
市内県立校 平均41,092㎡

校地の狭小さ

学校だけの
努力では解
決できない
課題が山積

再編・統合
の
必要性

3校を1校に再編・統合

○教育資源の選択と集中により、
最新の設備・快適な校舎・広い
グラウンド・生徒減への対応を実現

市立高等学校の目指すべき学校像

【全日制】

○文武両道に優れ、徳力を備えた
地域社会のリーダーとなる人材の育成
○科学技術創造立国である我が国をリードする人材の育成（「資料7」参照）

【定時制】 ○多様な生徒の興味・関心や進路希望に対応し、特に

進路保証ができる教育の推進

施設・設備の
老朽化

個々に対応は財政的に困
難（1校当たりの校舎の建設
工事費60億円、耐震補強
工事費6.6億円）

輝かしい歴史
と伝統のもと、
有能な人材
を輩出

市立高等学校の課題

○高校入学年齢人口の減少、○校地の狭小さ、○施設・設備の老朽化、○市立高等学校の適正数

市立高等学校の現状



川口総合

○昭和4年開校
○単位制総合学科高校として、
望ましい勤労観・職業観を涵養し
ながら、生徒の多様な興味・関心
や進路希望に対応



川口

○昭和31年開校
○普通科・商業科の併置校として、
少人数クラス編制、資格取得指導、
熱心な部活動指導など文武両道
を貫徹



県陽

○昭和48年設置（全日制）
○普通高校として、各学年4クラス編
制という小規模校の特色を生かしな
がら、きめ細やかな指導を行い、豊か
な人間性の育成や進路希望を実現



県陽

○昭和17年開校
○普通科・商業科の併置校
として、多様な生徒を適切に
指導しながら進路実現を達成

川口市立高等学校（新校）全日制の目指すべき学校像 ～新校を中核的拠点校とした川口市「理数大好き教育」の推進～

すでに本市に
おいても理数
教育の息吹
が...

理数教育を 取り巻く現状や課題

○ **科学技術基本法（H7）→第3期科学技術基本計画（H18～22）**
科学技術やものづくりは、産業、経済、教育、社会などの諸活動・制度の基盤

法・
施策

○ **埼玉県教育振興基本計画**
科学技術教育の推進

- ・将来の日本をリードする人材育成事業
- ・児童生徒の理科に対する興味・関心を高める事業
- ・小学校理科支援員等配置事業

目指すべき学校像（科学技術創造立国である我が国をリードする人材の育成）

川口市立高等学校（新校）

- 理数科の設置とSSHの指定により、川口市の理数教育振興の中核的拠点校として位置付
- 大学や科学館・産業界等との連携により効果的な指導方法の構築や共同研究の成果を
- 効果的な指導方法や共同研究の成果を市内小学校や中学校、高等学校へ伝播

* SSH

将来の国際的な科学技術系人材を育成することを
目指し、理数教育に重点を置いた研究開発を行う
「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」事業

大学・研究機関・ 産業界等

- ・SSHへの取組の支援（出張講義、大学講座受講等）
- ・効果的な指導方法や共同研究の推進

連携

連携

小・中学校

- ・SPPへの取組の推進
- ・理科実験の支援
- ・出前授業・講師派遣や高校講座の受講

支援

教育委員会

- ・中核拠点制度の構築
- ・研修制度や人的交流
- ・理科支援員やアシスタントティーチャー等の制度の有効活用

支援

理数教育に係る 川口市の取組（SPP）

【H20】戸塚南小「電流の働き」小谷場中「小谷場わくわく自然体験教室」

【H21】小谷場中「小谷場おもしろサイエンスワールド」

【H22】朝日西小「手作りロボットを作ろう」小谷場中「小谷場おもしろサイエンスワールド」

元郷中「風車万華鏡をつくろう」川口総合高「遺伝子組換え実験」

SPP

（サイエンス・

ハートナレッジ・

プロジェクト）

独立行政法人「科学技術振興機構（JST）」が科学技術関係人材の育成を目的に、学校と大学・科学館等との連携を支援。SSHの簡易版とも言われている。



小谷場おもしろサイエンスワールド

○「TIMSS2007」の結果

- ・数学・理科について、勉強が楽しいと思う中学生の割合が低い
- ・中学生の宿題をする時間が少ない

* TIMSS（ティムズ）

国際教育到達度評価学会（IEA）が小学4年、中学2年を対象に行う国際数学・理科教育動向調査

国際的
調査

○「PISA2006」の結果

- ・国際順位の低下
科学的リテラシー 2000・2003年の2位→6位
数学的リテラシー 2000年 1位→2003年 6位→10位
科学的リテラシー 2000年 1位→2003年 6位→10位
- ・科学への興味・関心・楽しさが低い
- ・観察・実験を中心とした授業を受けている認識が低い

* PISA（ピサ）

経済協力開発機構（OECD）が15歳を対象に行う学習到達度調査。科学的リテラシー、数学的リテラシー、読解力について調査

○中央教育審議会答申

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」

新学習指導要領

- ・理数教育の充実
「知識基盤社会」において、科学技術は競争力と生産性向上の源泉である

1 市立高等学校の現状と課題

(特になし)

2 市立高等学校の目指すべき学校像

- ・ スポーツ関係の学科や芸術関係の学科が考えられる。
- ・ 本市の施策では環境も重視しているので、環境に関する学科を設置してはどうか。

3 市立高等学校の再編・統合の必要性

- ・ 進学クラスは現在の川口高校の敷地に、多様なニーズに対応する総合学科は総合高校に、定時制に特化したキャンパスは県陽高校に置き、全体で一つの学校というスタイルも可能性としてはある。
- ・ 市立高校の県立移管なども考えていく可能性があってもよい。
- ・ 再編・統合の必要性については、定時制という名称も含めて検討すべきではないか。
- ・ 「3校を1校に再編・統合」については、議論が十分でないと思われるので、留保したい。
- ・ 果たして、全定併置がふさわしいのか、じっくりと考える必要がある。
- ・ 定時制の場合、生徒数や職員数が少ないので、多くの選択教科・科目を配置する総合学科の設置は難しいのではないか。
- ・ 全定併置にするならば、全日制の生徒も定時制の授業を受けられ、その逆も可能となる全定併修を採用した方がよい。
- ・ 県全体の高等学校入学年齢人口の減少はこれからも続いていくが、本市のそれは10年も先のことである。また、市立3校の入学志願倍率は大変高い状況がある。つまり、市立3校への入学を希望する生徒がたくさんいるのである。統合には反対である。

4 教育諸条件の整備

- ・ 市内中学生の行き場を失わせないという視点に立つならば、市立3校を再編・統合して新たにできる高校の全日制は様々なタイプの生徒を受け入れられる学校にした方がよいという考えもある。

5 その他

- ・ 市立高校の在り方について考えていくためには、広く一般市民の意見も聴いていくということである。これについては、本審議会です十分に議論を深め、方向性を示した上でアンケートを実施していかないと、「これはけしからん」という感情論が巻き起こってしまうと思うがいかがか。
- ・ 資料にある「学校関係者からの意見」を見ると、「小中学生から意見を聴くような場面を設けた方がよい。」、「各学校の保護者会に審議委員を招いて、意見交換する場を設けていただきたい。」との意見がある。是非、実施していただきたい。

【川口市立高等学校在り方審議会ホームページ】

- <http://www.city.kawaguchi.lg.jp/ctg/72010068/72010068.html>

もしくは

- 川口市トップページ (<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/>) 左下の
「川口市の審議会等」 → 「審議会等の一覧」 →
「審議会等一覧(学校教育部)」 → 「川口市立高等学校在り方審議会」

＊ 「 」をクリックしてください

☆☆☆ 答申やこれまでの審議結果をご覧になれます ☆☆☆